東大阪市電力の調達に係る環境配慮方針

（目的）

第１条　本方針は、本市公共施設からの温室効果ガス排出量の削減のため、本市が行う電力調達の競争入札等の実施に際し、環境に配慮した電力調達を行うために必要な事項を定める。

（定義）

第２条　本方針において、二酸化炭素（CO_2）フリー電力（以下「CO_2フリー電力」という。）とは、発電過程において、CO_2を全く排出しない電力のことをいう。

（適用範囲）

第３条　本方針は、東大阪市地球温暖化対策実行計画事務事業編（以下「ＥＡＣＨ」という。）に基づくエネルギー使用量の報告対象施設に適用する。また、ＥＡＣＨに基づくエネルギー使用量の報告対象外の施設については、本方針を遵守するよう努めるものとする。

（調達電力）

第４条　本市が調達する電力は、費用や安定供給を考慮しつつ、原則CO_2フリー電力とする。CO_2フリー電力の調達が困難な場合には、CO_2フリー電力に限らず、電力を調達できるものとするが、その場合においては、可能な限り環境に配慮した電力を調達するよう努めるものとする。

（事務処理）

第５条　本方針に係る事務処理等は、環境部環境企画課において行う。

附則

この方針は、令和８年９月１日から施行する。